

知北平和公園組合障害者活躍推進計画

機関名	知北平和公園組合
任命権者	知北平和公園組合管理者
趣旨	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、知北平和公園組合障害者活躍推進計画を作成する。
計画期間	令和7年（2025年）4月1日から 令和12年（2030年）3月31日までの5年間
障がい者雇用に関する課題	○構成市町からの派遣職員（6人）及び組合職員（1人）で構成されており、組織的な体制整備は特段行っていない。

目標	
1 採用に関する目標	○職員を採用する際は、障がい者である応募者も念頭においた形で募集を行う。
2 定着に関する目標	○今後、障がいを有する職員を採用した場合や、現に在籍する職員が中途障がい者となった場合は、不本意な離職者を極力生じさせないように努める。

取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、所長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、適正に選任する。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい者の能力や希望も踏まえ、人事評価制度を活用した職務の選定及び創出について検討する。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○環境整備として、障がい者の要望を踏まえて検討を行い、適切な範囲で、継続的に必要な措置を講じる。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
4 その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。